

一般社団法人歯科基礎医学会
学術シンポジウム運用内規

(趣 旨)

第1条 本内規は、学術大会時に開催される歯科基礎医学会主催学術シンポジウムの運用について定める。

(目 的)

第2条 本会会員の主体的学会参加を促進するため、公募に基づく学術シンポジウムを学術大会時のメインシンポジウムの一つとして設ける。

(公 募)

第3条 企画委員会が提示する公募領域を常任理事会で検討後、理事及び代議員からシンポジウム案を公募する。

- 2 7部門横断的、あるいは7部門以外の領域と共同した公募領域を提示し、テーマを公募する。なお、海外の研究者を招聘する事が望ましい。
- 3 公募案3件程度を企画委員会で選定し、学術大会開催校と調整後、常任理事会で決定する。
- 4 シンポジストは *Journal of Oral Biosciences* に review 論文を投稿することを条件とする。

(運 営)

第4条 シンポジストの招聘はコーディネーターが行い、シンポジストの出迎え等を含むシンポジウムの準備と運営はコーディネーターと学術大会開催校が共同して当たる。

- 2 シンポジストの表彰は、対象者をコーディネーターと協議の上、楯（賞状）により理事長と大会長の連名で行い、理事長が授与する。

(経 費)

第5条 別に定める申合せを原則として、下記のとおり計上する。

- (1) 原則として年度予算に基づき、海外非会員シンポジストの旅費（ビジネス相当航空券等）、宿泊費（講演前後最大3泊分ツイン相当等）、謝金、また、国内非会員シンポジストの旅費（学会規定分）、宿泊費（学会規定分）、謝金、及び開催実施費（表彰費、印刷費、送迎費等）を学会から支出する。なお、非会員シンポジストの大会参加費と懇親会費は無料とする。
- (2) 財務委員会は、コーディネーターが作成した予算・見積もり等を精査後、事前に必要額を支出し、コーディネーターが作成した領収書や出金書に基づく決算報告により、事後に過不足額を精算する。

- (3) 学術大会開催校は、表彰に必要な楯（賞状）等の経費、その他開催実施経費を本会に事前、あるいは事後に請求する。

(改 廃)

第6条 本内規の改廃は、常任理事会の承認を得なければならない。

附 則

- 1 本内規は、一般社団法人 歯科基礎医学会が設立登記された日より施行する。
- 2 本内規は、平成 28 年 5 月 14 日に一部改正し、同日から施行する。
- 3 本内規は、平成 28 年 8 月 24 日に一部改正し、同日から施行する。